

青森県果報

第二千百五十七号

平成十五年四月七日(月曜日)

目次

告 示

字区域の変更……………	(市振興町課村)	…	一
右 同……………	(同)	…	二
保安林の指定予定……………	(林政課)	…	五
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(水産振興課)	…	五
公 告……………	(同)	…	五
争議行為の通知の公表……………	(労政・能力開発発課)	…	五
出先機関……………	(同)	…	六
土地改良区の役員の就任……………	(農林水産所)	…	六
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(同)	…	六
人事委員会……………	(総務・審査グループ)	…	七
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………	(同)	…	七
公安委員会……………	(同)	…	七
地域交通安全活動推進委員の委嘱……………	(交通安全課)	…	七

告

示

青森県告示第二百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平舘村長から平舘村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月七日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡平舘村大字石崎字長屋形国有林五〇四林班と・ち²・ぬ小班及び同五〇七林班い¹・ち¹・口小班で、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の三三補一 二五の点から三五補一の点までの点を順次連結する線及び三三補一 二五の点と三五補一の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字石崎字長屋形に編入する。

(五〇四林班と小班)

三三補一 二五 点	X座標	+ 一三三二一六一・四五メートル
	Y座標	- 一七六四九・〇二メートル
三三補一 二四 点	X座標	+ 一三三二一五一・四四メートル
	Y座標	- 一七六五三・九二メートル
三三補一 二三 点	X座標	+ 一三三二一三六・八九メートル
	Y座標	- 一七六六五・五三メートル
三三補一 二二 点	X座標	+ 一三三二一一六・九九メートル
	Y座標	- 一七六八六・三九メートル
(五〇四林班ち ² 小班)	X座標	+ 一三三二〇九四・一三メートル
三三補一 二二 点	X座標	+ 一三三二〇九四・一三メートル

三三補一	六 点	X座標	+ 一三一九七一・六三メートル
三三補一	七 点	Y座標	- 一七七七一・五六メートル
三三補一	八 点	X座標	+ 一三一九六六・一九メートル
		Y座標	- 一七七二六・七八メートル
		X座標	+ 一三一九七〇・一三メートル
		Y座標	- 一七七七一・五六メートル
		X座標	+ 一三一九七三・〇五メートル
		Y座標	- 一七七七五・五四メートル
		X座標	+ 一三一九七五・五三メートル
		Y座標	- 一七七七九・六一メートル
		X座標	+ 一三一九九二・二九メートル
		Y座標	- 一七七四八・六一メートル
		X座標	+ 一三二〇〇〇・四八メートル
		Y座標	- 一七七五二・一三メートル
		X座標	+ 一三二〇〇四・七四メートル
		Y座標	- 一七七〇六・一八メートル
		X座標	+ 一三二〇二二・六三メートル
		Y座標	- 一七六八六・四二メートル
		X座標	+ 一三二〇二四・七六メートル
		Y座標	- 一七六七九・四七メートル
		X座標	+ 一三二〇五四・〇一メートル
		Y座標	- 一七六八九・〇七メートル
		X座標	+ 一三二〇七六・六六メートル
		Y座標	- 一七六九六・四一メートル

(五〇七林班い、小班)

(五〇七林班口小班)

三三補一	五 点	Y座標	- 一七六九一・五〇メートル
		X座標	+ 一三一九八〇・五五メートル
		Y座標	- 一七六八五・九四メートル
		X座標	+ 一三一九八四・六〇メートル
		Y座標	- 一七六六四・九八メートル
		X座標	+ 一三二〇〇九・二三メートル
		Y座標	- 一七六四二・一二メートル
		X座標	+ 一三二〇二二・六九メートル
		Y座標	- 一七六三六・七四メートル
		X座標	+ 一三二〇六三・〇六メートル
		Y座標	- 一七六三一・一一メートル
		X座標	+ 一三二〇九八・〇九メートル
		Y座標	- 一七六三七・〇二メートル
		X座標	+ 一三二〇九九・一五メートル
		Y座標	- 一七六四一・九一メートル
		X座標	+ 一三二一〇二・六九メートル
		Y座標	- 一七六六〇・一五メートル
		X座標	+ 一三二一四四・四一メートル
		Y座標	- 一七六三〇・七一メートル
		X座標	+ 一三二一五九・三三メートル
		Y座標	- 一七六二九・一三メートル

(五〇七林班ち小班)

(五〇四林班ぬ小班)

青森県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、平館村長から平館村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月七日

青森県知事 木村守男

東津軽郡平館村大字根岸字長屋形国有林五一六林班に²・と¹・と²・ち・イ小班及

び同五二九林班と¹・と²・と³・口・八小班で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の七〇の点から七一の点までの点を順次連結する線及び七〇の点と七一の点を結ぶ線を囲まれる区域を大字根岸字長屋形に編入する。

(五二六林班と¹小班)

七〇	点	X座標	+二八一三・六二メートル
		Y座標	-一八〇〇三・八二メートル
七〇一	点	X座標	+二八一〇・四〇メートル
		Y座標	-一七九九七・七三メートル
七〇二	点	X座標	+二八一〇二・六三メートル
		Y座標	-一七九八二・六〇メートル
七〇三	点	X座標	+二八〇九二・九八メートル
		Y座標	-一七九六六・一〇メートル
七〇四	点	X座標	+二八〇八七・二六メートル
		Y座標	-一七九五五・五九メートル
七〇五	点	X座標	+二八〇七三・四六メートル
		Y座標	-一七九三五・六九メートル
七〇六	点	X座標	+二八〇七〇・七二メートル
		Y座標	-一七九三〇・三三メートル
七〇七	点	X座標	+二八〇五八・二九メートル
		Y座標	-一七九一三・一九メートル
七〇八	点	X座標	+二八〇五四・三三メートル
		Y座標	-一七九〇六・九二メートル
(五二六林班イ小班)			
七〇九	点	X座標	+二八〇五〇・九一メートル
		Y座標	-一七八八一・七六メートル
(五二六林班と ² 小班)			
七〇一〇	点	X座標	+二八〇六二・六五メートル
		Y座標	-一七八三八・九四メートル
七〇一一	点	X座標	+二八〇六〇・九八メートル
		Y座標	-一七八三三・三七メートル

(五二六林班に²小班)

七〇一二	点	X座標	+二八〇五五・四六メートル
		Y座標	-一七七九八・六二メートル
七〇一三	点	X座標	+二八〇三九・三〇メートル
		Y座標	-一七七七六・〇七メートル
七〇一四	点	X座標	+二八〇一五・九七メートル
		Y座標	-一七七六五・五三メートル
七〇一五	点	X座標	+二八〇〇七・一二メートル
		Y座標	-一七七六一・三四メートル
七〇一六	点	X座標	+二七九九四・二九メートル
		Y座標	-一七七六一・四七メートル
七〇一七	点	X座標	+二七九七六・八五メートル
		Y座標	-一七七六二・二七メートル
七〇一八	点	X座標	+二七九五五・二八メートル
		Y座標	-一七七六三・一七メートル
七〇一九	点	X座標	+二七九五〇・二三メートル
		Y座標	-一七七七一・六八メートル
七〇二〇	点	X座標	+二七九四二・五六メートル
		Y座標	-一七七〇八・八二メートル
七〇二一	点	X座標	+二七九三〇・五二メートル
		Y座標	-一七六九五・〇二メートル
七〇二二	点	X座標	+二七九一一・九四メートル
		Y座標	-一七六七四・〇二メートル
七〇二三	点	X座標	+二七九〇九・六一メートル
		Y座標	-一七六四七・九三メートル
(五二六林班に ² 小班)			
七〇二四	点	X座標	+二七九〇三・八三メートル
		Y座標	-一七六三〇・九八メートル
七〇二五	点	X座標	+二七八九九・八〇メートル
		Y座標	-一七六二二・七八メートル
七〇二六	点	X座標	+二七八六四・一九メートル
		Y座標	-一七六〇一・二八メートル
七〇二七	点	X座標	+二七八三八・七八メートル

(五)九林班八小班)

五四四	一	点	Y座標	-	一七六四九・八九メートル
			X座標	+	二七八五二・七三メートル
五四四		点	Y座標	-	一七六四一・五三メートル
			X座標	+	二七八二四・三八メートル
五四三補一		点	Y座標	-	一七六三一・三〇メートル
			X座標	+	二七八三三・八八メートル
五四三補一		点	Y座標	-	一七六二三・一〇メートル
			X座標	+	二七八三九・六九メートル

(五)九林班七¹小班)

五四三		点	Y座標	-	一七六一八・五一メートル
			X座標	+	二七八四三・五〇メートル
五四二口補一		点	Y座標	-	一七六〇六・三四メートル
			X座標	+	二七八二八・三四メートル
五四二口		点	Y座標	-	一七七八二・一三メートル
			X座標	+	二七八二一・一三メートル
五四二イ補一		点	Y座標	-	一七六〇一・二八メートル
			X座標	+	二七八一九・〇六メートル

(五)六林班ち小班)

五四二イ		点	Y座標	-	一七五四六・六八メートル
			X座標	+	二七七九六・七一メートル
五四二補一		点	Y座標	-	一七五四〇・六二メートル
			X座標	+	二七七八七・三二メートル
七〇三二		点	Y座標	-	一七五三二・四九メートル
			X座標	+	二七七九六・七二メートル
七〇三〇		点	Y座標	-	一七五二六・八八メートル
			X座標	+	二七八〇二・五二メートル
七〇二九		点	Y座標	-	一七五三七・一二メートル
			X座標	+	二七八一一・八九メートル
七〇二八		点	Y座標	-	一七五六二・四四メートル
			X座標	+	二七八二四・四四メートル
七〇二八		点	Y座標	-	一七五八八・七一メートル
			X座標	+	二七八二四・四四メートル

(五)九林班七²小班)

五四四	一七	点	X座標	+	二七九九八・八七メートル
			Y座標	-	一七八三〇・五九メートル
五四四	一六	点	X座標	+	二八〇二・五九メートル
			Y座標	-	一七八一五・六三メートル
五四四	一五	点	X座標	+	二八〇七・五六メートル
			Y座標	-	一七八一〇・八八メートル
五四四	一四	点	X座標	+	二七九八八・四一メートル
			Y座標	-	一七八一三・五一メートル
五四四	一三	点	X座標	+	二七九五九・七五メートル
			Y座標	-	一七八一四・七七メートル
五四四	一二	点	X座標	+	二七九五〇・四一メートル
			Y座標	-	一七八一五・八三メートル
五四四	一一	点	X座標	+	二七九四二・一五メートル
			Y座標	-	一七八〇七・七七メートル
五四四	一〇	点	X座標	+	二七九二五・九九メートル
			Y座標	-	一七八〇〇・一四メートル
五四四	九	点	X座標	+	二七九一一・八八メートル
			Y座標	-	一七七七四・八二メートル
五四四	八	点	X座標	+	二七九〇二・九六メートル
			Y座標	-	一七七四八・六八メートル
五四四	七	点	X座標	+	二七九〇九・二四メートル
			Y座標	-	一七七三三・三八メートル
五四四	六	点	X座標	+	二七八九七・一九メートル
			Y座標	-	一七七二一・〇一メートル
五四四	五	点	X座標	+	二七八八七・三〇メートル
			Y座標	-	一七六九三・四一メートル
五四四	四	点	X座標	+	二七八六五・五四メートル
			Y座標	-	一七六七三・七三メートル
五四四	三	点	X座標	+	二七八六二・二八メートル
			Y座標	-	一七六五一・四五メートル
五四四	二	点	X座標	+	二七八五八・九〇メートル
			Y座標	-	一七六五一・四五メートル

五四四 一八 点 X座標 - 一七八七八・七六メートル
 Y座標 + 二八〇〇四・五一メートル
 Y座標 - 一七九〇一・二六メートル

(五一九林班口小班)
 五四四 一九 点 X座標 + 二八〇一三・一〇メートル
 Y座標 - 一七九三五・五二メートル
 X座標 + 二八〇一七・九八メートル
 Y座標 - 一七九四二・七四メートル

(五一九林班と₃小班)
 五四四 二一 点 X座標 + 二八〇三五・二五メートル
 Y座標 - 一七九六八・八〇メートル
 X座標 + 二八〇五一・〇七メートル
 Y座標 - 一七九九六・七五メートル
 X座標 + 二八〇五四・二七メートル
 Y座標 - 一八〇〇一・六一メートル
 X座標 + 二八〇六八・七三メートル
 Y座標 - 一八〇二九・二四メートル

青森県告示第二百七十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字上十川字長谷沢二番地八〇の六

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第二百七十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月七日

青森県知事 木 村 守 男

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 奥 戸 下北郡大間町大字奥戸字向町七八番地三 坂 本 勝 雄 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二番地七 〇 小 谷 傳 下北郡大間町大字奥戸字材木川目三〇番 地 菊 池 市 松	期 間 平成十五年 四月七日か ら四月二十 一日まで 場 所 奥戸漁業 協同組合

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市城下四丁目一二の五に所在する八戸清運労働組合の執行委員長羽柴操から労

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十五年四月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 争議行為の目的

二〇〇三年春闘要求の前進及び獲得

二 争議行為をなす日時

平成十五年四月八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸清運株式会社の経営する全職場

四 争議行為の概要

右記の場所ので全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、藤島川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月七日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	田中 金夫	十和田市大字藤島字藤島五〇の一	平成一五・三・三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月七日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年月日
理 事	山田 巳之吉	上北郡上北町旭北一丁目三二の五一八	平成一四・三・三就任
"	瀬川 茂夫	" 中央南二丁目三二の一五	"
"	和田 勇市	" 大字上野字上野二二の	"
"	蛭名 喜幸	" " 五二	"
"	蛭名 総三郎	" " 一三二	"
"	蛭名 茂範	" 旭南一丁目三二の八〇	"
"	和田 義一	" 旭北一丁目六五七	"
"	野田 政克	" 大字上野字上野一三二の	"
"	蛭名 等	" 字北谷地七八の	"
監 事	蛭名 昇	" 旭北一丁目六四八の一	"
"	蛭名 忠次郎	" 大字上野字上野四一の二	"
"	天間 啓次	" 中央南四丁目三二の三五	"
"	附田 進	" 天間林村大字二ツ森字家ノ後八	一四・三・三退任
理 事	山田 巳之吉	" 上北町旭北一丁目三二の五一八	"
"	蛭名 正雄	" 大字上野字上野二二の一	"

〃	〃	〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
蛭名 昇	蛭名 孝	和 田 勇 市	沼 尾 亀 吉	和 田 栄 悦	蛭 名 総 三 郎	蛭 名 富 也	蛭 名 正 孝	蛭 名 秀 雄	瀬 川 茂 夫	蛭 名 喜 幸	〃	〃
〃	一	二	〃	〃	〃	〃	〃	三	七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
旭北二丁目六四八の一	〃	〃	旭南二丁目三一八の一 大字上野字上野二二一の〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

人 事 委 員 会

人事委員会告示十五第二号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分の一部を次のように改正する。）

平成十五年四月七日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

別表の第三号の項中「同浅虫・駒込ダム建設所」を「同駒込ダム建設所」に改め、同表第十一号の項中「水産試験場八戸漁業用海岸局」を「水産総合研究センター八戸漁業用海岸局」に改め、同表第一二二号の項中「（同各環境管理事務所及び同六ヶ所放射線監視局を含む。）」を「（同各環境管理事務所を含む。）」、「原子力センター」に「産業技術開発センター、工業試験場（同青森木工分場を含む。）」、機械金属技術研究所」を「工業総合研究センター（同弘前地域技術研究所及び同八戸地域技術研究所

を含む。）」に、「農業研究推進センター、グリーンバイオセンター、農業試験場（同藤坂支場及び同砂丘分場を含む。）」、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場（同県南果樹研究センターを含む。）」、畜産試験場（同和牛改良技術センター及び同和牛改良資源センターを含む。）」を「農林総合研究センター（同グリーンバイオセンター、同畑作園芸試験場、同フラワーセンター、同りんご試験場、同畜産試験場及び同林業試験場を含む。）」に、「農産物加工指導センター（同つがる農産物加工センターを含む。）」、林業試験場、水産試験場（各試験船を含む。）ただし、八戸漁業用海岸局を除く。）」、水産増殖センター（試験船を含む。）」、水産物加工研究所、下北ブランド研究開発センター、内水面水産試験場」を「水産総合研究センター（同増養殖研究所、同内水面研究所及び各試験船を含む。）ただし、同八戸漁業用海岸局を除く。）」、ふるさと食品研究センター（同下北ブランド研究開発センター及び同農産物加工指導センターを含む。）」に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十九第一項の規定により平成十五年四月一日地域交通安全活動推進委員を委嘱したため、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

氏 名	連 絡 先	活動区域
熊谷立雄	青森市大字久栗坂字浜田八九五番地二四	青森警察署の管轄区域
小笠原 稔	青森市大字野内字菊川二八七番地一	

米谷 明信	安田 次章	須郷 勝雄	三上 昭雄	北村 満	三上 桂一	宮越 進	鎌田 昌司	赤坂 喜代司	奥谷 政夫	小島 勝正	三上 二男	千葉 岩道	伊澤 進	江利山 延雄	田谷 正雄	加藤 喜代道	森山 昭雄
青森市長島四丁目一番六号	青森市原別四丁目六番九号	青森市青柳二丁目八番九号	青森市佃二丁目一三番一〇号	青森市大字平新田字森越三四番地七	青森市中佃一丁目一番三七号	青森市松森二丁目四番一一号	青森市八重田三丁目九番八号	青森市大字八重田字矢作八六番地	青森市合浦二丁目六番二七号	青森市浪打一丁目三番一六号	青森市南佃二丁目二番三三三号	青森市八重田二丁目八番四一四号	青森市佃一丁目一番九号	青森市幸畑三丁目一六番六号	青森市大字筒井字八ツ橋一二六番地一三	青森市大字野内字菊川二〇五番地二	青森市大字野内字菊川三八七番地一七

阿部 昭三	小室 清	吉崎 信雄	山内 道男	工藤 正栄	仁木 三郎	元木 實	高坂 清巳	相馬 彰一	小杉 文夫	若佐谷 武定	櫻田 睦夫	奥崎 鶴吉	松山 昭三	川口 勇逸	藤卷 邦雄	小又 喜代志	中村 洋二
東津軽郡平内町大字小湊字新道七九番地一〇	青森市浪館前田三丁目二五番一〇号	青森市大字三内字丸山一六五番地五二	青森市大字三内字稻元四六番地一	青森市大字石江字江渡一〇五番地二八五	青森市大字三内字稻元二〇番地二	青森市勝田二丁目一三番一九号	青森市大字大野字片岡六番地一五	青森市大字安田字近野三四四番地	青森市篠田三丁目二番一七号	青森市旭町一丁目一〇番一五号	青森市久須志三丁目一番一四号	青森市旭町一丁目一六番一八号	青森市旭町一丁目一三番二二号	青森市大字浪館字前田三九番地三	青森市千刈四丁目一番四号	青森市大字駒込字螢沢一一番地一五八	青森市佃三丁目七番五号

夏川戸 幸二	大橋 利男	藤田 幸三郎	高橋 尚男	清水 義雄	早狩 成彰	和泉 幸吉	村井 俊介	岩岡 哲治	高山 勝男	廣瀬 末治	山道 要次郎	上澤 佐太郎	菅沼 充	阿部 悟	畑井 省造	塩谷 喜兵衛	船橋 勝浩
八戸市城下四丁目二番九号	八戸市大字上組町三番地	八戸市小中野七丁目三番二号	八戸市大字大久保字大山三番地八七	八戸市白銀二丁目七番四号	八戸市大字鮫町字二子石六番地一	八戸市大字市川町字市川一五番地一	八戸市大字河原木字小田上五番地一四五	八戸市根城二丁目五番一五号	八戸市大字新井田字西平四三番地四〇	八戸市大字湊町字縄張二番地	八戸市大字田面木字堤下一四番地四	八戸市城下三丁目二番二〇号	八戸市湊高台五丁目二番七号	東津軽郡平内町大字山口字山口三番地一	東津軽郡平内町大字小湊字新道七九番地三	東津軽郡平内町大字小湊字小湊一四六番地	東津軽郡平内町大字清水川字大川添一五番地
													八戸警察署の 管轄区域				

中居 裕	山田 広	北山 良二	木村 忠	坂本 陽一	赤坂 由雄	鎌田 幹雄	森田 勇治	石田 寅男	福士 正昭	田代 四郎	小泉 祐悦	高橋 由五郎	仲道 定男	坂本 弘	岩館 光蔵	中村 治男	谷地中 秀雄
八戸市小中野八丁目一三番二六号	八戸市江陽四丁目二番二九号	八戸市沼館二丁目九番一一号	八戸市大字市川町字桔梗野上一番地一〇	八戸市大字中居林字蓋名池三五番地	八戸市大字長苗代字天狗柳二番地二	八戸市大字十一日町二六番地	八戸市吹上三丁目一四番五号	八戸市吹上二丁目一八番八六号	八戸市岬台二丁目一三番四号	八戸市大字鮫町字小舟渡平九番地一〇四	八戸市大字豊崎字下七崎一三番地一	八戸市大字河原木字八太郎二番地四	八戸市大字河原木字小田五番地一	八戸市大字上野字堀端二六番地五	八戸市大字鮫町字館越三四番地二	八戸市根城六丁目一三番二号	八戸市大字売市字下久根六番地二三

木村 登美雄	岡本 睦夫	丹藤 繁昌	清野 博	佐藤 孝夫	齋藤 金一	八木橋 初雄	米澤 健藏	今井 正志	花田 勝正	相馬 徳明	阿部 誠	高橋 仁	壬生 博久	谷川 重次郎	坂下 三郎	鳶守 文雄	工藤 隆一
弘前市大字若党町五七番地一	弘前市大字城南三丁目一番地七	弘前市大字小比内二丁目四番地五	弘前市大字南袋町一番地二	弘前市大字浜の町東一丁目五番地三二	弘前市大字薬師堂字犹館六番地	弘前市大字独狐字石田五二番地七	弘前市大字富田町一一五番地	弘前市大字東城北一丁目二番地一一	弘前市大字高崎一丁目一〇番地六	弘前市大字境関字富岳八八番地四	弘前市大字清水三丁目一番地一	三戸郡福地村大字小泉字上館八番地四	三戸郡南郷村大字泥障作字泥障作一三番地	三戸郡南郷村大字島守字中里二一番地四	三戸郡階上町大字角柄折字大渡二一番地五六	三戸郡階上町大字道仏字二ノ窪三番地	八戸市江陽五丁目二番四号

弘前警察署の
管轄区域

大高 昭吉	成田 喜弘	佐々木 修	相馬 満永	福田 一雄	石井 武彦	石岡 三之助	白澤 盛幸	鳴海 久蔵	藤田 忠	成田 肇	西沢 敦夫	藤田 定一	野村 金吾	成田 久雄	多賀谷 翼	工藤 恭弘	藤田 勇一
中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田番外地	南津軽郡藤崎町大字西中野目字宮元二二番地	南津軽郡藤崎町大字水沼字浅田二九番地	弘前市大字福村字堀合九二番地四	弘前市大字広野一丁目七番地一	弘前市大字広野一丁目六番地六	弘前市大字小沢字前沢四七番地一	弘前市大字東城北一丁目四番地九	弘前市大字東城北二丁目五番地一四	弘前市大字城西四丁目三番地五	弘前市大字悪戸字鳴瀬二七〇番地三	弘前市大字米ヶ袋字村元一七番地	弘前市大字若党町七六番地	弘前市大字原ヶ平字山元二一番地七	弘前市大字小比内一丁目一三番地五	弘前市大字門外一丁目一三番地一五	弘前市大字石川字平岡三七番地一一	弘前市大字常盤坂四丁目一三番地一

沢目博次	東孝司	氣田智晃	田中義千	棟方廣光	三浦精一	石村やよ	阿部良一	岩田勝政	齊藤昭洋	山口昭造	高橋定清	藤森英昭	三上勝男	福士由五郎	三浦一利	山内幾	石田昭治
十和田市西十一番町二三番六号	十和田市大字赤沼字和田表三七番地	十和田市大字切田字下切田三九番地	十和田市大字三本木字中撤六八番地	北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代五八番地	北津軽郡鶴田町大字中野字種元一八番地三	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山九一番地一七	五所川原市大字石岡字藤巻二〇番地一九	五所川原市大字飯詰字森越九七番地二一	五所川原市大字広田字榊森五四番地一八	五所川原市大字飯詰字影日沢一九四番地一	五所川原市大字金山字泉田一三番地二一	五所川原市大字長富字鎧石三三三番地一	五所川原市大字姥沼字船橋二三〇番地一七	五所川原市大字高野字広野五九番地九	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二三七番地	中津軽郡相馬村大字五所字里見五二番地一	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田六五番地一
			十和田警察署 の管轄区域											五所川原警察署 の管轄区域			

川口秀男	小原明宏	坂本シギ	福田妙子	加藤良子	種市薫	宮澤信義	田中博	川原義広	佐藤均	中村正夫	角瑞世	甲田忠弘	工藤芳孝	小田勲	根岸光子	檜館テイ子	袴田英輝
上北郡百石町一川目二丁目七三番地三七〇	三沢市緑町一丁目一四番地六号	三沢市字古間木山八〇番地一号	三沢市南町三丁目三番地三八〇一号	三沢市大字三沢字南山五五番地一〇号	三沢市花園町二丁目一番地四号	三沢市下久保三丁目一七番地一号	三沢市桜町二丁目一番地一〇号	上北郡六戸町大字大落瀬字高見八三番地三	上北郡六戸町大字大落瀬字押込一四番地二	上北郡十和田湖町大字法量字尻貝下六一番地一	上北郡十和田湖町大字沢田字大道一番地	十和田市大字大沢目字倉前一番地	十和田市西十四番町一九番二六号	十和田市大字三本木字北平二〇八番地三	十和田市大字三本木字東小稲一七四番地一六	十和田市西十一番町七番一三三号	十和田市大字三本木字北平一四七番地五七八
								三沢警察署の 管轄区域									

坂本渥美	山本敏	上路昭雄	八木澤雄三	鳴海光好	白戸國男	内山善昭	齋藤均	櫛引正彦	山口慶一	葛西勇之進	熊澤光則	北川真彰	中村泰久	工藤賢一	丸井竹次	苔米地峰生	地葉一也
むつ市旭町九番六一号	むつ市下北町一二番一八号	むつ市柳町三丁目一番一四号	一 南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田九七番地	一 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井二番地	南津軽郡尾上町大字金屋字松元七番地一	南津軽郡尾上町大字高木字原富一四七番地	南津軽郡平賀町大字小国字山下八七番地	南津軽郡平賀町大字町居字南田三八番地	南津軽郡平賀町大字葛川字家岸元一〇番地一	黒石市大字追子野木二丁目一四番地	黒石市大字温湯字長漕七番地五	黒石市大字元町七〇番地	黒石市大字牡丹平字福民西六一番地一	黒石市浦町一丁目二番地	上北郡下田町字古間木山五〇番地一七九六	上北郡下田町字彦七川原三番地一	上北郡百石町二川目一丁目七三番地二二六
むつ警察署の 管轄区域		黒石警察署の 管轄区域															

高橋哲榮	成田弘志	小綿吉男	上長根浅吉	中岫良次	沼山榮三郎	川村要一郎	佐藤博	田村俊幸	滝田良雄	西村和夫	川口義男	中島壽輔	澤田行正	佐藤純章	白石芳雄	鈴木勝	山岸時春
西津軽郡木造町字日向五四番地一	西津軽郡木造町字藤田六一番地二	上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎七五〇番地	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四二三番地	上北郡横浜町字三保野五番地四	上北郡東北町字往来ノ下三九番地六	上北郡東北町字向平一番地一八五	上北郡野辺地町字鳴沢一三番地二	上北郡野辺地町字蟹田三七番地二七	上北郡野辺地町字観音林脇七番地六	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向六九番地四	下北郡東通村大字小田野沢字南通二八番地	下北郡川内町大字川内字川内二九一番地	下北郡大畑町大字大畑字新町一四二番地三	むつ市並川町七番一五号	むつ市赤川町五番三号	むつ市大字関根字高梨川目二〇番地	むつ市大字中野沢字小川四〇番地三七
木造警察署の 管轄区域		野辺地警察署の 管轄区域															

野宮洋治	石戸谷毅	中林治夫	工藤眞太郎	戸沼圭一	工藤文子	稲垣孝夫	夏堀欣哉	根市東一	奥瀬マサ子	岩間富雄	坂本敏雄	長内松雄	齊藤裕	成田巽	工藤満	高橋長七	菅井昭雄
北津軽郡金木町大字金木字沢部五二番地一	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂一〇番地	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四五番地六	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町七番地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三六番地二三	三戸郡南部町大字大向字明土九番地	三戸郡田子町大字田子字田子六四番地一七	三戸郡名川町大字剣吉字大坊一〇六番地一	三戸郡名川町大字剣吉字大坊六番地一五	三戸郡三戸町大字川守田字関根川原四二番地七	三戸郡三戸町大字六日町二七番地	三戸郡三戸町大字同心町一七番地二	西津軽郡車力村大字下車力字盛野八三番地	西津軽郡稲垣村大字下繁田字磯繁一一番地一	三西津軽郡柏村大字桑野木田字福井一〇五番地三	西津軽郡森田村大字下相野字住吉一九番地	西津軽郡木造町大字土滝字長田一九番地三	西津軽郡木造町字桜川二番地三七
金木警察署の 管轄区域		鰺ヶ沢警察署 の管轄区域			三戸警察署の 管轄区域												

新田新市郎	木村康一	米内山寧夫	岸捷	鳥谷部亀太郎	酒井美代志	寺前勲	濱谷喜久弥	川口武信	海老名正二	佐々木利悦	小笠原昭	対馬功	角田廣	下澤國一	横山満	宮崎和雄	山中政広
一 南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一二六番地二	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原一〇二番地一六	上北郡上北町大字大浦字古館二番地	上北郡上北町大字上野字山添一一八番地二三	上北郡天間林村大字天間館字中鳥谷六九番地	上北郡天間林村大字花松字林ノ根三番地	上北郡七戸町字寺裏一番地一〇	上北郡七戸町字大沢五〇番地一〇	南津軽郡常盤村大字福館字西田二〇三番地二	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡二二番地	南津軽郡浪岡町大字銀字前田一一番地	南津軽郡浪岡町大字下石川字平野七三番地五	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一番地一〇	北津軽郡小泊村字下前一五一番地一	四一 北津軽郡市浦村大字太田字山の井二九六番地	北津軽郡中里町大字中里字亀山六〇八番地	北津軽郡中里町大字大沢内字海原二二七番地	北津軽郡金木町大字中柏木字鎧石二五九番地
大鰐警察署の 管轄区域		七戸警察署の 管轄区域					浪岡警察署の 管轄区域										

林紀元	高橋慶男	竹浪司	加藤弘一	成田肇	佐々木房甫	赤坂友吉	小泉昌明	沢口繁	川崎孝光	前田正人	工藤光義	工藤文一	久慈正明	相内泰博	飯田競	工藤安一	小中定光
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一三二番地	下北郡大間町大字奥戸字館ノ上九六番地三〇	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一一三番地	北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田三三番地	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五番地三〇	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢尻二九番地八	三戸郡倉石村大字石沢字蟹沢六番地	三戸郡五戸町大字豊間内字大沢前九番地一	三戸郡五戸町字下長下夕一五三番地九八	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四一番地	三戸郡五戸町大字蛭川村七九番地	東津軽郡平館村大字石浜字磯山一九二番地	東津軽郡三厩村字新町二二番地四	東津軽郡蓬田村大字瀨辺地字山田三五番地三	東津軽郡今別町大字浜名字中字田三八番地	東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田六一番地二	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字碓ヶ関一四四番地四	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字小落前一二三番地四
大間警察署の管轄区域				板柳警察署の管轄区域						五戸警察署の管轄区域	蟹田警察署の管轄区域						

川島新吉

二 下北郡風間浦村大字易国間字大川目六番地四

発行所・発行人

青森市長島二丁目一番一号

青森県

印刷所・販売人

青森市古川二丁目一七番五号

東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭